

随意契約締結状況

(令和4年3月)

No.	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名 及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	空調圧縮機交換作業	益田赤十字病院 事務部施設課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	令和3年8月25日	三菱電機ビルテクノサービス(株)広島支店 広島県広島市中区大手町 2丁目11番10号	2,530,000 円	製造メーカーのメンテナンス会社であり、現在、冷凍・空調設備点検保守契約していることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条3項)	
2	市水給水加圧ポンプメンテナンス作業	益田赤十字病院 事務部施設課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	令和3年8月30日	(株)マーク 島根県松江市玉湯町422-1	2,178,000 円	「予定価格が250万を超えない工事」に該当するため(日本赤十字社会計規則施工細則第35条第1項)	
3	正面玄関前ロータリー他改修工事	益田赤十字病院 事務部施設課 島根県益田市 乙吉町イ103-1	令和3年10月13日	(有)三浦グリーンガーデン 島根県益田市乙吉町イ 325-1	2,227,500 円	「予定価格が250万を超えない工事」に該当するため(日本赤十字社会計規則施工細則第35条第1項)	
4	全身用X線CT装置 一式	益田赤十字病院 用度課 島根県益田市 乙吉町イ103番地1	R3.9.29	キヤノンメディカルファイナンス(株) 東京都中央区日本橋人形町2-14-10	6,600,000 円	契約の相手方は機器の所有者であり競争が働かないことから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため【日本赤十字社会計規則第36条(4)】	
5	CT装置保守委託契約	益田赤十字病院 用度課 島根県益田市 乙吉町イ103番地1	R3.9.29	キヤノンメディカルシステムズ(株)広島サービスセンター 広島県広島市安佐南区長東1-29-19	100,214,400 円	契約の相手方は機器の製造業者であり当該業務が可能な唯一の業者であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため【日本赤十字社会計規則第36条(4)】	4年契約

6	画像連携システムSYNAPSE GWレンタル契約	益田赤十字病院 用度課 島根県益田市 乙吉町イ103番地1	R3.9.29	オリックス・レントック(株) 東京都品川区北品川五丁目5番15号大崎ブライトコア	3,960,000 円	契約の相手方は機器の所有者であり競争が働かないことから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため【日本赤十字社会計規則第36条(4)】	5年契約
7	薬剤部門(服薬指導)システム	益田赤十字病院 用度課 島根県益田市 乙吉町イ103番地1	令和3年11月1日	(株)エバルス浜田益田支店 益田営業所 島根県浜田市笠柄町12	2,300,100 円	現行システムの一部の更新であり総合的なサポートを得るためには現行システム納入業者より購入する必要があることから「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため【日本赤十字社会計規則第36条(4)】	
8	デジタルマンモグラフィーシステム 保守委託契約	益田赤十字病院 用度課 島根県益田市 乙吉町イ103番地1	令和4年1月24日	小西医療器(株)浜田営業所 島根県浜田市下府町327-45	2,164,800 円	契約の相手方は当該機器の販売業者であるため、納入・設置から現在に至るまでの保守履歴など一連の事柄を熟知しており、当該装置に対する一元的な保守管理が可能な唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため【日本赤十字社会計規則第36条(4)】	
9	超音波診断装置保守委託契約 (TUS-AI800/5C プローブ2年目3年目保証)	益田赤十字病院 用度課 島根県益田市 乙吉町イ103番地1	令和4年2月21日	キヤノンメディカルシステムズ(株)広島サービスセンター 広島県広島市安佐南区長束1-29-19	1,452,000 円	契約の相手方は機器の製造業者であり当該業務が可能な唯一の業者であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため【日本赤十字社会計規則第36条(4)】	2年契約
10	超音波診断装置保守委託契約 (TUS-AI700/5C プローブ2年目3年目保証)	益田赤十字病院 用度課 島根県益田市 乙吉町イ103番地1	令和4年2月21日	キヤノンメディカルシステムズ(株)広島サービスセンター 広島県広島市安佐南区長束1-29-19	2,085,600 円	契約の相手方は機器の製造業者であり当該業務が可能な唯一の業者であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため【日本赤十字社会計規則第36条(4)】	2年契約

11	高規格救急自動車	益田赤十字病院 用度課 島根県益田市 乙吉町イ103番 地1	令和4年3月1日	島根トヨタ自動車(株) 島根県松江市西津田1-7- 24	13,635,860	円	納期を含めた当院の要望する仕様を満たすのは購入業者だけであり「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当するため【日本赤十字社会計規則第36条(4)】	登録経費、法定費用、下取り費用含む
12								
13								
14								